

11月10日は  
110番の日

110番の適切な利用のため  
緊急の事件・事故などの  
警察への通報は  
110番へ

緊急を要しない相談事などは  
相談専用電話  
#9110へ

「すまい給付金」を  
ご存じですか？

○消費税の8%への引き上げ後  
に家を買った人、これから買  
う人、「すまい給付金」をご存  
じですか？

○「すまい給付金」は4月の8  
%への消費税引き上げに伴い  
国土交通省により、住宅購入  
者の負担軽減のため実施され  
ています。収入に応じて、最  
大30万円を受け取ることがで  
きます。(消費税8%時)

○受給の条件や支給額、申請の  
やり方などは「すまい給付金」  
事務局の問い合わせ窓口で確  
認できます。

▼お問い合わせ

ナビダイヤル  
057010641186  
毎日午前9時～午後5時まで  
(土日祝含む)

正しい操作で  
安全除雪！

毎年、雪のシーズンになると  
除雪機による事故が多発してい  
ます。除雪機を使う際には、使  
用者の責任において、正しく、  
安全に作業を行ってください。

(1) 安全装置が正しく作動しな  
い状態では絶対に使用しない。

(2) 除雪機を使用する場合は、  
周囲に人がいないことを確認  
し、人を絶対に近づかせない。  
また、不意に人が近づいた  
場合には除雪機を直ちに停  
止できるように状態で除雪を  
行う。

(3) 投雪口に詰まった雪を取り  
除く際には必ずエンジンを停  
止し、オーガやブローアの回転  
が停止したことを確認してか  
ら雪かき棒を使用して雪を取  
り除く。

(4) 除雪機を使用する際、特に  
後進時は足下や周囲の障害物  
に注意を払い、無理のない速  
度で使用する。

▼お問い合わせ

一般社団法人 日本農業機械  
工業会 / 除雪機安全協議会  
0313433110415  
WEBサイト  
<http://www.jfmma.or.jp>

働いている  
調理師の皆様へ

○調理師法では、調理業務に従  
事している調理師の方は、2  
年ごとに12月31日現在の調理  
従事場所等を届け出なければ  
ならないと定められており、  
今年が届出の必要な年となっ  
ています。

○届出が必要な調理師の方とは  
次の施設、店舗で調理の業務  
に従事している調理師の方で  
す。

- ・ 寄宿舎、学校、病院、事業  
所、社会福祉施設、介護老  
人保健施設、矯正施設、そ  
の他多数人に飲食物を調理  
して供与している施設
- ・ 飲食店営業、魚介類販売業  
、そうざい製造業

○届出は、あなたが働いている  
地域を担当区域としている社  
団法人北海道全調理師会新ひ  
だか支部である、ホテルサト  
ウ(所在地 新ひだか町静内  
本町3丁目314、電話01  
4614210425)、  
天政(所在地 新ひだか町静  
内御幸町1丁目116、電話  
014614211020)、  
三石旅館(所在地 新ひだか  
町三石旭町18、電話0146  
13312423)または、  
いこい食堂(所在地 平取町  
本町41番1号、電話0145

71212448)に平成27  
年1月15日までに届けてくだ  
さい。

○届出用紙は、一般社団法人北  
海道全調理師会新ひだか支部  
及び北海道日高振興局保健環  
境部静内地域保健室(静内保  
健所)に備えてあります。

またインターネットでの届出  
も可能です。次のウェブサイ  
トアドレス(URL)もしくは  
QRコードからアクセスし  
てください。

ウェブサイトアドレス(URL)  
<https://www.harpe.jp/Sksumi/>  
WebEntryForm?id=P1GzAedy

QRコード  
(QRコードは(株)デンソー  
ウェーブの登録商標です。)



▼詳しくは、北海道全調理師会  
(01115111326)  
及び新ひだか支部、北海道保健  
福祉部健康安全局地域保健課  
(011123114111  
内線251526)、北海道日  
高振興局保健環境部静内地域保  
健室(静内保健所)健康推進課  
(014614210251  
)にお問い合わせください。

2015年農林業センサスにご協力ください

平成27年2月1日現在で、全国一斉に“農林業の国勢調査”といわれる「2015年農林業センサス」が実施されます。

この調査は、今後の農林業の政策に役立てるために5年ごとに実施される極めて大切な調査です。

平成26年12月中旬から農林業を営んでいる皆様のごところに調査員が訪問して、調査票に農林業の経営状況などの記入をお願いしますので、ご協力をお願いします。

【農林水産省・北海道・日高町】



# 「日高町福祉灯油」のお知らせ

町では、在宅で生活する低所得の高齢者世帯、ひとり親世帯、障害者世帯に対し、冬期間の暖房用灯油購入費用の一部を助成します。

対象世帯は、次のとおりとなっていますので、該当される方は申請をお願いします。

- 1 対象世帯** 平成26年12月1日現在、日高町に住所を有し、在宅で生活している者であって、次のいずれかに該当する平成26年度町民税非課税世帯となります。  
ただし、生活保護世帯や施設入所者等は対象外となります。

(1) 高齢者世帯 世帯全員が65歳以上の世帯又は65歳以上の世帯で平成8年4月2日以降に生まれた者を扶養している世帯

(2) ひとり親世帯 父又は母と平成8年4月2日以降に生まれた者がいる世帯

(3) 障害者世帯 重度の障害者(身体障害者手帳1・2級、療育手帳のA判定、精神障害者保健福祉手帳の1級)が同居している世帯

- 2 助成内容** 1世帯当たり100リットルを限度に助成します。

- 3 申請期間** 平成26年12月16日(火)から平成27年3月16日(月)まで

- 4 申請場所** 役場保健福祉課、日高総合支所地域住民課、  
水・くらしサービスセンター、厚賀出張所  
※印鑑・身体障害者手帳等を持参してください。

【問い合わせ先】 日高町役場 保健福祉課 電話 01456-2-6183  
日高総合支所 地域住民課 電話 01457-6-3173

## ふるさと日高応援寄附金 (ふるさと納税)

▽ VARSANDAN CEZAR 様(石川県)	5千円	▽ 井戸沼正義様(東京都板橋区)	5千円
▽ 大山典良様(群馬県)	5千円	▽ 桑田十一様(神戸市)	3万円
▽ 長谷川敦史様(東京都中野区)	5千円	▽ 鬼頭英明様(静岡県)	5千円
▽ 川瀬孝太郎様(東京都中野区)	5千円	▽ 中川久維様(茨城県)	5千円
▽ 新野和美様(浜松市)	5千円	▽ 稲田俊生様(東京都中央区)	5千円
▽ 北見俊一様(横浜市)	5千円	▽ 柴田直也様(神奈川県)	5千円
▽ 小泉法久様(東京都)	1万円	▽ 矢部芳雄様(千葉県)	5千円
▽ 佐野国彦様(東京都江東区)	5千円	▽ 上村貴夫様(東京都中央区)	1万円
▽ 盛田一行様(名古屋市)	5千円	▽ 南茂人様(福岡市)	5千円
▽ 太田守彦様(愛知県)	5千円	▽ 及川哲郎様(千葉県)	5千円
▽ 大倉智恵美様(埼玉県)	5千円	▽ 大久保貴之様(東京都)	5千円
▽ 中村僚一様(宮城県)	5千円	▽ 中野浩司様(川崎市)	5千円
▽ 花本あやか様(大阪府)	5千円	▽ 梶田高廣様(堺市)	1万円
▽ 高田祐次様(札幌市)	5千円	▽ 渡邊典夫様(福島県)	5千円
▽ 野村和也様(大阪府)	5千円	▽ 大塩泰義様(長崎県)	5千円
▽ 黒田和雄様(東京都)	5千円	▽ 西村岳洋様(大阪府)	5千円
▽ 齋藤和子様(秋田県)	1万円	▽ 青木進悟様(鷹栖町)	5千円
▽ 黒田達郎様(東京都大田区)	5千円	▽ 山室正明様(神奈川県)	1万円
▽ 松野廣様(愛知県)	5千円	▽ 馬場勇太郎様(新潟県)	5千円
▽ 秋田伸一様(千葉県)	5千円	▽ 須田和紀様(東京都)	5千円
▽ 匿名(176名)の方から	91万5千円		

それぞれ、いただいた寄附の事業区分は次のとおりです。

▼福祉・少子化対策に関する事業	24万3千円	▼教育・文化に関する事業	9万2千円
▼自然環境保全に関する事業	41万5千円	▼産業振興及び地域振興に関する事業	26万円
▼ホッカイドウ競馬の応援に関する事業	15万5千円		

これまでの累計(11月末日現在) 2,520件 53,858,000円